

「新たな知的障がい支援学校の開校に伴う

通学区域割の変更について」に関する執行委員会見解

大阪府立障害児学校教職員組合 執行委員会

1. はじめに

6月22日の教育委員会議で、「新たな知的障がい支援学校の開校に伴う通学区域割の変更について」が決定されました。これは、豊中7中と茨田高校を活用した「豊中市南部地域支援学校（仮称）」（以下、「豊中市南部新校」）と「大阪市北東部地域支援学校（仮称）」（以下、「大阪市つるみ区新校」）設置と大阪わかば高校に生野支援学校を移転・併設することに伴うものです。通学区域の変更が実施されるのは、豊中・東淀川・生野・思斉・東住吉の各支援学校と交野支援学校四條畷校です。

私たちの要求と運動が、新たな支援学校設置につながりました。「豊中市南部新校」と「大阪市つるみ区新校」設置により、豊中支援と思斉支援の「過大・過密」改善と特別支援学校設置基準適合が具体化されます。また、府教委が「数合わせ」のために行政区を無視し、豊中支援の通学区域であった豊中市南部の3中学校区を東淀川支援に2024年度から変更したものを「豊中市南部新校」の通学区域に再度変更します。これにより、豊中の子どもは豊中の支援学校で学ぶことができるようになります。

しかし、府内支援学校の不足は明らかであり、府教委による「数合わせの場当たりの通学区域」問題は解消されません。加えて、東淀川支援は、出来島支援開校に伴う通学区域変更から数年後に新たな通学区域変更が生じるため、個別の対応が実施されなければ、重大な問題に発展する内容となっています。

2. 通学区域割の移行方法

小・中学部は2028年4月より全学年一斉に新たな通学区域割に移行します。高等部については、2028年4月時点で高等部2年生・3年生の生徒は、現行の通学区域割に基づきます。

3. 今回の通学区域割変更の問題点

（1）移行方法の問題点

高等部の変更は年次進行であり、現在在籍する生徒の転校は生じません。しかし、小・中学部は「全学年一斉に新たな通学区域割に移行」するため、学部途中での転学が生じます。

生活年齢の高い高等部生徒が「年次進行」ですから、小・中学部において「年次進行」の教育的配慮を希望者には講じるべきです。入学時点において「新校」は、当事者やその家族の学校選択条件ではなく、入学した学校での一貫教育をイメージしています。新校に転校するか、現在の学校で継続して学ぶのかの選択を小・中学部の在校生とその家族にゆだねるべきだと考えます。

（２）東淀川支援で生じる問題点

現在、東淀川支援の通学区域である「豊中市南部の３中学校区」は、もともとは豊中支援の通学区域でした。府教委は、出来島支援開校に合わせて、東淀川支援の通学区域の一部を出来島支援の通学区域に移行し、豊中支援の「過大・過密」対策のために「豊中市南部の３中学校区」を豊中支援の通学区域から切り離し、2024年度（令和６年度）から東淀川支援の通学区域に変更しました。

今回の変更で、「豊中市南部の３中学校区」の通学区域が再度変更となり、「豊中市南部新校」の通学区域となります。「豊中市南部の３中学校区」は、わずか４年で豊中支援→東淀川支援→「豊中市南部新校」と通学区域が変更されます。３（１）の移行方法の問題で述べたように、小・中学部は一斉に変更となるため、場合によっては小学部在学中に豊中支援から東淀川支援に転校し、再度、「豊中市南部新校」に転校を余儀なくされるケース、中学部において東淀川支援に進学できず、「豊中市南部新校」に進学・転校となるケース、兄弟、姉妹で通学先が異なるケースも生じます。

（３）箕面支援の課題解消に全く触れず

箕面市在住の知的障害のある児童生徒は、小・中学部は豊中支援に通学し、高等部は箕面支援に転校を余儀なくされています。今回、設置される「豊中市南部新校」により、豊中市は豊中支援と新校の２校体制となります。

今回の通学区域割変更では、豊中支援の「過大・過密」解消とともに、箕面市在住の児童生徒の通学区域の適正化と箕面支援の設置基準不適合解消を具体化すべきですが、全く触れていません。

具体的には、箕面市在住の児童生徒が、豊中市の支援学校で小・中・高の一貫教育を希望できる通学区域にすべきです。また、府教委は、2032年度までに設置基準適合を方針としています。箕面支援は、校舎面積、運動場面積ともに設置基準を満たしておらず、運動場は1600㎡と基準値の半分以上です。今回の通学区域割変更では、箕面支援の設置基準適合の具体化が見送られ、今後の対策についても全く示されていません。

（４）東大阪市在住の生徒の課題を継続

48万都市東大阪市に知的障害支援学校がないため、東大阪市在住の知的障害小・中学部対象児童生徒は八尾支援に通学しています。そして高等部進学時には、生野支援、東大阪支援、

交野支援四條畷校に転校を余儀なくされています。八尾支援在籍者の半数が東大阪市在住者です。これにより、八尾支援の「過大・過密」が深刻な問題となっています。

今回の通学区域割変更で、東大阪市北西部の地域が現在の交野支援四條畷校の通学区域から「大阪市つるみ区新校」と「生野支援移転・併設校」の通学区域に変更されます。これまで、大東市を越えて四條畷校に通学していましたので、通学時間の改善が見込める可能性があります。しかし、東大阪市在住の知的障害児童生徒全体で見れば、高等部進学時に「大阪市つるみ区新校」、「生野支援移転・併設校」、東大阪支援が通学先となり、相変わらず数合わせによる通学区域割変更が継続され、小・中・高の一貫教育が保障されません。

東大阪市に知的障害支援学校の設置を早急に具体化する必要があります。

（５）生野支援を「ウルトラマンモス化」

2026 年現在、生野支援の在籍児童生徒数は 362 人です。これは、大阪府学校教育審議会答申の適正規模 150 人～200 人を大きく上回ります。生野支援は、大阪わかば高校に移転・併設され、新校開校当初の規模を 400～450 人とし、ウルトラマンモス校化を具体化する通学区域割の変更です。しかも、運動場は大阪わかば高校と共用という悪条件です。

4. 支援学校の抜本的増設を

大障教は、1980 年代より養護学校・支援学校増設を要求しています。当時の府教委は「児童生徒数が減少するため、学校増設は必要ない」とし、「特別教室の普通教室への転用は教育上問題ない」と強弁していました。

しかし、実態に基づく道理ある要求と運動が教育行政の認識を変え、府教委も「学校設置も一つの選択肢」と回答するようになり、文科省が教室不足の実態把握をするようになりました。これらは、この間のとりくみの貴重な到達点です。

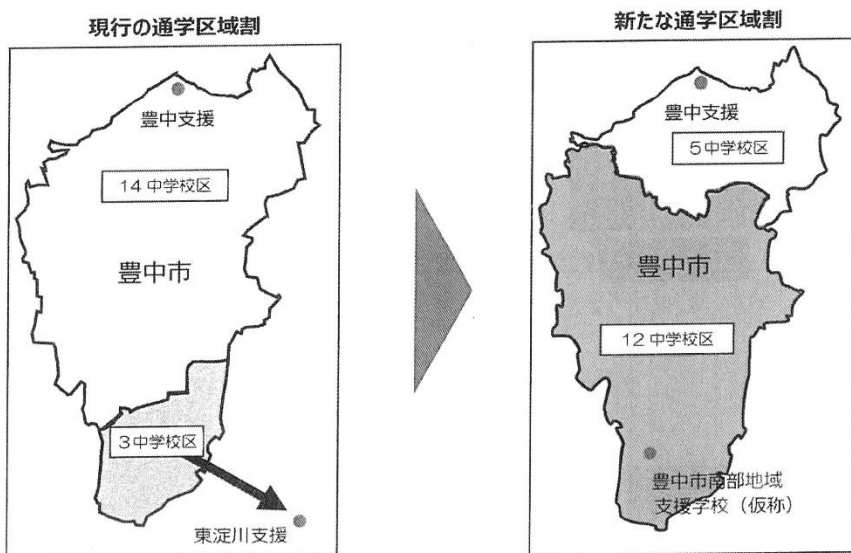
「障害者の権利条約」には、教育の目的に「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」とあります。私たちは、この条約を「一人ひとりの発達を最大限保障することを前提にした教育」ととらえています。障害があっても、通常学級、特別支援学級、特別支援学校などの学ぶ場を子どもの最大の利益に基づいて選択することができ、どの場を選んでも「最大限の発達を保障する」ための合理的な配慮を受けられる条件整備が必要です。そのためには、支援学校の抜本的増設が必要です、

大障教は、府内学校の教育条件整備を求めて、引き続きとりくみをすすめます。

以上

新たな知的障がい支援学校の開校に伴う通学区域割の変更について（イメージ図）

1 豊中市南部地域支援学校（仮称）



※豊中支援学校の通学区域は、豊中市の他、池田市、箕面市、豊能町、能勢町を含む。

2 大阪市北東部地域支援学校（仮称）及び移転・併設する生野支援学校

